

はじめに

この協議会は、林野庁のご支援のもと、学識経験者、木材業界の方、住宅関連団体の方、消費者団体・NGOの方々のご協力を得て、昨年4月1日発足しました。

この協議会の目的は、木材製品に樹種、原産地、加工の種類などを自主的に表示することによって、木材の利用者、消費者に情報を提供することを通じて木材供給者としての説明責任を果たすとともに、木材利用の拡大に貢献することにあります。

協議会は生まれて1年余で、まだ力はありませんが、木に対する熱い思いをもつ多くの方々のご参加を得て、活動を始めております。木の原産地や加工に関するさまざまな情報を広く知ってもらうことによって木の文化再生、復権が実現するものと信じます。

地球温暖化への対策が急がれているなか、炭素吸収源として木材の循環利用の重要性を十分認識している者はまだまだ多くはありません。森林整備から木材利用への大きな流れの中で、木材業界は炭素循環の輪にあって、木材の利用者と直接対話して木材の持つ特性や循環利用の重要性を説明するという役割を持っています。この役割を果たすためにも、この協議会の運動がますます盛んになり、信頼される木材産業になることを期待しています。

この規程集改定版は、この協議会が、「グリーン購入法」に対応するための合法性等の証明をしようとする事業体を認定する団体になることを、平成17年度総会において決議したことを受け、改正された定款及び業務方法書その他関連規定を収録したものです。

平成18年4月

木材表示推進協議会

会長 岡野 健

目 次

はじめに	
I. 定款	1
II. 自主行動規範	13
III. 役員名簿	15
IV. 各種委員会委員名簿	17
V. 業務方法書	19
VI. 自主表示細則	31
VII. 会員資格審査基準	35
VIII. 会費等納入規則	39
IX. 別添資料作成マニュアル	43
1. 作業システム説明資料	44
2. 資格審査調書	48
X. 木材に表示する樹種名	51
附: 入会案内	63

I. 定 款

木材表示推進協議会定款

平成 18 年 3 月 31 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、木材表示推進協議会という。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本会は、木材製品の樹種、原産地、加工の種類、その他当該木材製品に関する情報を自主的に表示することによって、消費者及び需要者に対する製造業者の説明責任を果たすとともに、企業の社会的責任を全うすることを目的とする。併せて、木材利用の拡大に貢献することを通じ、森林の循環利用、健全な森林の整備に寄与することを目的とする。

2 国等による環境物品の調達に関する法律に基づく環境物品の調達に関する基本方針の対象となる木材・木製品の合法性、持続可能性を証明するために林野庁が公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、本会が団体認定を行う団体となり、本会会員を合法木材の取扱事業体として認定する業務を行うことによって環境負荷の低減に資する木材製品の生産・供給を促進し、もって地球温暖化対策に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、表示項目、様式等を策定し、広く一般に周知すると共に、会員が行う自主表示に関し、表示内容の信頼性を確保するために必要な事業及び会員に対する指導・助言を行うものとする。

第 3 章 会員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員資格は、木材加工業、木材流通業、住宅建設業、その他これらに

関連する者であって、本会の目的に賛同し、目的達成のために共同で活動することに同意し、自らも誠実に木材製品に表示を行おうとする事業者又は事業協同組合、協業組合等とする。

2 地域において県産材認定制度等の事業を実施している団体は、団体会員とする。

(会員の種類)

第6条 本会には、次の2種類の会員を置く。

- (1) 運営会員は、都道府県ごとに会員の推薦に基づき、理事会が指名する。運営会員は総会の構成員となり、本会の運営に責任を持つ。
- (2) 一般会員は前項以外の会員とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、別に定める入会申請書により会長に入会を申請するものとし、会長は、別に定める審査委員会の意見を聞いて、入会を承認することとする。

- 2 会長は、前項の者の入会申請を承認しないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 審査委員会の審議において、会員が次の各号の一に該当すると判断されるに至ったときは、会長は、理事会の議決を経て、これを除名し、新聞等で公表することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、業務方法書等に著しく違反したとき。
- (2) 本会の信用、名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(賛助会員)

第12条 本会の目的に賛同し、本会の活動を支援しようとする者は、理事会の承認を得て、賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、錯誤等特別の理由がない限り返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第14条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10～15人
- (2) 監事 2人

- 2 理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正な行為又は定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告

すること。

(任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の5分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(6) 入会金、会費、賛助会費及びロゴマーク使用料等の額

(7) その他事業運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(3) 運営会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも20日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、運営会員総数の2分1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決権等)

第25条 各運営会員の議決権は、平等なるものとする。

- 2 総会の議事は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は他の運営会員を代理人として議決を委任することができる。
- 4 前項の規定により議決した運営会員は、前条(定足数)、第42条(定款変更)及び第43条(解散)の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 運営会員総数及び出席者数(書面議決者又は議決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第29条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第32条 理事会における議決事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権等)

第33条 各理事の議決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として議決を委任することができる。

第7章 各種委員会等

(審査委員会)

第34条 会員の資格審査基準の審議、会員の資格審査、及び表示に疑義が生じた場合の審議等を行うため、審査委員会を置く。

委員は理事会が指名し、会長が任命する。ただしその半数以上は会員以外の者とする。

2 委員の定数は、5乃至7名とする。

(表示委員会)

第35条 表示項目、様式等の具体的内容を検討するため、表示委員会を置く。

委員は理事会が指名し、会長が任命する。

2 委員の定数は、5乃至7名とする。

(アドバイザー会議)

第36条 本会の運営全般に関し、広く有識者の意見を聞くため、アドバイザー会議を置くことができる。

2 アドバイザーは、会長が委嘱し、会長の諮問に対し意見を具申する。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 賛助会費
- (3) 寄付金
- (4) 事業活動による収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(会計の原則)

第38条 本会の会計は、会長が総会の議を経て別に定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 本会が定款を変更しようとするときは、総会において出席者の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第43条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動の継続不能
- (3) 運営会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第1号の事由により本会を解散するときは、総会出席者の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 本会を解散したとき残余財産があるときは、同種の目的を持って活動している団体等に寄付するものとする。

第10章 雑則

(細則)

第44条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

1. 本会は、平成17年4月1日に成立する。

2. この定款は、本会の成立の日から施行する。
3. 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

別紙

4. 本会の設立当初の役員の任期は、第17条の規定にかかわらず、本会の成立の日から平成18年3月31日までとする。
5. 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによるものとする。
6. この定款第6条は、当分の間適用しない。また、第21条、第23条、第24条、第25条及び第26条の運営会員とあるは会員と読みかえる。
7. 本会の事務局は、当分の間（社）全国木材組合連合会内におく。

木材表示推進協議会 役員名簿

平成 17 年 4 月 1 日

	氏 名	職 名	摘 要
会 長	岡野 健	木材自主表示検討委員会 座長 (財)日本木材総合情報センター 木のなんでも相談 室長 東京大学名誉教授	
副会長	岡 勝男	(財) 日本住宅・木材技術センター 理事長	
〃	越井 健	越井木材工業(株) 代表取締役 (社) 大阪府木材連合会 会長	
理 事	井澤 俊正	(社) 日本農林規格協会 専務理事	
〃	一場 章良	ぐんま優良木材認証工場連絡協議会 会長	
〃	岡 智	(株) 日刊木材新聞社 代表取締役	
〃	木下 紀喜	全国森林組合連合会 代表理事副会長	
〃	斎藤 敏	信州木材認証製品センター 理事長 長野県木材協同組合連合会 会長	
〃	佐川 広興	木材自主表示検討委員会 委員 協和木材(株) 代表取締役	
〃	辻本 林義	三重の木利用推進協議会 三重県木材組合連合会 会長	
〃	日當 和孝	日本木材青壮年団体連合会 次期会長	
〃	前川 豊志	(財) 日本木材総合情報センター 理事長	
〃	豆原 義重	院庄林業(株) 取締役会長 国産材製材協会 会長	
監 事	神田 敏子	木材自主表示検討委員会 委員 全国消費者団体連絡会 事務局長	
〃	木村 卓司	さいたま県産木材認証センター 理事長 (社) 埼玉県木材協会 会長	

II. 自主行動規範

違法伐採対策に関する自主的行動規範

木材表示推進協議会
制定 平成18年3月31日

平成17年7月に英国で開催されたG8サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方にに基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。

「木材製品に関する情報を自主的に表示することによって、消費者及び需要者に対する製造業者の説明責任を果たすとともに、企業の社会的責任を全うすることを目的」とするとして活動をはじめている木材表示推進協議会は、このような状況をふまえ、違法伐採対策に関する自主的行動規範を制定し、ここに公表する。

(違法伐採に対する反対)

- 1 木材表示推進協議会は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

(政府の取組への協力)

- 2 木材表示推進協議会は、我が国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

(合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進)

- 3 木材表示推進協議会は、木材製品の樹種、原産地、加工の種類とともに、合法性、持続可能性を表示することにつとめ、これらの証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力する。

(合法性等の証明のための事業者の認定)

- 4 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（団体認定方式）に関連して、木材表示協議会の業務方法書、自主表示規則、会員資格審査基準など諸規程に、合法性・持続可能性の証明に係る事項を規定し、これに基づき当団体の会員企業の認定を行い、その供給の促進に努める。

(他の団体との連携)

- 5 木材表示推進協議会は、違法伐採対策の実施に当たって、他の木材産業関係団体及びNGO等との連携を図る。

(情報の公開)

- 6 木材表示推進協議会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表する。

以上

Ⅲ. 役員名簿

木材表示推進協議会 役員名簿

平成 18 年 3 月 31 日

	氏 名	職 名	摘 要
会 長	岡野 健	木材自主表示検討委員会 座長 (財)日本木材総合情報センター 木のなんでも相談室長 東京大学名誉教授	
副会長	岡 勝男	(財) 日本住宅・木材技術センター 理事長	
〃	越井 健	越井木材工業(株) 代表取締役会長 (社) 大阪府木材連合会 会長	
理 事	井澤 俊正	(社) 日本農林規格協会 専務理事	
〃	一場 章良	ぐんま優良木材認証工場連絡協議会 会長	
〃	岡 智	(株) 日刊木材新聞社 相談役	
〃	木下 紀喜	全国森林組合連合会 代表理事副会長	
〃	斎藤 敏	信州木材認証製品センター 理事長 長野県木材協同組合連合会 会長	
〃	佐川 広興	木材自主表示検討委員会 委員 協和木材(株) 代表取締役	
〃	辻本 林義	三重の木利用推進協議会 三重県木材組合連合会 会長	
〃	角 博	日本木材青壮年団体連合会 会長	
〃	前川 豊志	(財) 日本木材総合情報センター 理事長	
〃	豆原 義重	院庄林業(株) 取締役会長 国産材製材協会 会長	
監 事	高野 ひろみ	全国消費者団体連絡会 事務局 環境担当	
〃	板東 正一郎	さいたま県産木材認証センター 理事長 (社) 埼玉県木材協会 会長	

IV. 各種委員会委員名簿

各種委員会委員名簿

平成 18 年 3 月 31 日

審査委員会委員

	氏 名	職 名	摘 要
委員	犬伏由利子	消費科学連合会 副会長	
	岡崎 時春	国際環境 NGO FoEJapan 代表	
	喜多山 繁	東京農工大名誉教授	委員長
	真下 正樹	(社) 日本林業経営者協会 相談役	
	久田 卓興	(独) 森林総合研究所 理事	

表示委員会委員

	氏 名	役 職	摘 要
委員	阿部 正吾	(社) 全国木材組合連合会 検査部長	
	金原 隆之	全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 副会長	
	坂東 紀子	ナイス (株) 資材事業本部 営業推進部	
	平川 泰彦	(独) 森林総合研究所木材特性研究領域長	委員長
	細谷 隆志	木材加工品質研究協会 副会長	

V. 業務方法書

木材表示推進協議会業務方法書

平成 18 年 3 月 31 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、木材表示推進協議会（以下、「本会」という。）の定款（以下「定款」と言う。）に定める目的を達成するため、本会及び本会会員が、木材製品に関する情報の自主表示を推進する場合に必要な事項を定めるものである。

(業務方針)

第 2 条 本会が推進する自主表示の方針は次のとおりとし、会員が行う自主表示にかかる全ての活動は、この方針に沿って行われるものとする。

- (1) 自主表示は本会の表示方法に従って公明、公正に実施する。
- (2) 自主表示の信頼性を確保するため、表示内容の正確性を堅持するとともに、それを立証する手段を留保する。
- (3) 自主表示の客観性及び普遍性を確保するため、他からの影響を排除し、会員の知見と良心に従って表示する。

(事業内容)

第 3 条 本会は、会員が行う木材製品に関する情報の自主表示が公明、公正に実行されるよう次の事業を行う。

- (1) 自主表示の表示項目、様式等の制定及び指導
- (2) 会員入会資格の審査、登録
- (3) 会員台帳の整備及び公開
- (4) インターネットでの情報公開
- (5) 最終需要者、消費者等への広報活動
- (6) 調査、苦情処理に関すること
- (7) 統一ロゴマークの制定、管理

2 本会は、定款第 3 条 2 項の目的を達成するため、団体認定を行う団体として必要な要件を整備し、本会会員の求めに応じ合法性が証明できる事業体として認定する事業を行う。

(会員の資格)

第 4 条 本会の会員資格は、定款第 5 条に定める者であって、本会の定款及び本業務方法書に定める方法によって自主表示をするために必要な情報の管理体制が整備さ

れていると認められる者でなければならない。

- 2 前項の情報とは、木材製品の原料調達管理、原材料の分別取扱、原産地の確認証明、生産管理、在庫管理等に関する事務要領又は内部規程等をいう。
- 3 前条第2項の合法木材取扱事業体として団体認定を受けようとする会員は、前2項の他合法木材の原料調達管理、分別管理、生産加工、在庫管理等に関する情報の管理体制が整備されていると認められなければならない。
- 4 定款第5条2項の団体会員にあつては、第1項及び第2項の規定に整合する内部規程が整備されており、それらが厳格に運営されていることが団体会員によって確認されなければならない。
- 5 前項の団体会員の構成員となつて県産材認定制度等の事業を実施している者は、当会の会員とみなし、当会が定める表示様式の証票を使用することができる。
また、団体会員の構成員が、前条第2項の合法木材取扱事業体として団体認定を受けようとするときは前3項の要件を満たしていることが団体会員によって確認されなければならない。

(入会)

- 第5条 本会に入会するためには、別紙様式1の入会申請書に必要な書類を添えて本会に提出し、資格審査を受けなければならない。
審査の過程で追加資料を要求する場合がある。

(入会資格審査)

- 第6条 会員の入会資格審査は、定款第34条に定める審査委員会が行い、その結果を理事会に報告する。理事会はこの報告に基づき入会を決定する。

(会員資格の確認)

- 第7条 会員は、3年ごとに会員資格の確認のため、別紙様式2の資格確認申請書を本会に提出し、資格確認を受けなければならない。

(運営会員)

- 第8条 都道府県ごとの運営会員の定数は、会員数10名に付き概ね1名とする。
2 前項のほか、理事会が推薦する運営会員を置くことができる。この定数は10名以内とする。

(審査委員会の責務)

- 第9条 審査委員会は、資格審査基準、審査方法等を審議するとともに、第6条の入会資格審査及び第7条の資格確認のための審査を行う。

2 審査委員会は、定款第11条に基づく審議を行うほか、会員の行う自主表示の内容、その他これに関連する事案について疑義があるときは会員から事情を聴取するなどの方法により、実態把握に努める。その結果、改善指導、是正勧告、除名等の措置を執ることが必要と認められるときは、理由を付して会長に報告する。

3 会長は、前項の報告を受けたときは速やかに理事会に諮り、必要な措置を執らなければならない。

(審査委員)

第10条 審査委員は、公正中立な立場で資格審査等を行わなければならない。

2 定款第34条1項のただし書きの会員以外の者とは、自主表示の実施、木材製品の生産、流通・加工、販売、利用等に精通している学識経験者、消費者団体、NGO等の関係者とする。

(表示委員会)

第11条 表示委員会は、消費者、需要者により分かりやすく情報を提供することができるよう表示のデザイン、表示項目、表示方法等表示様式の具体的内容について検討する。

2 表示委員会は、表示様式を決定し、または変更しようとする時は、理由を付して会長に提案する。

3 会長は、前項の提案を受けたときは速やかに理事会に諮り、その議を経て実施しなければならない。

(表示委員)

第12条 表示委員は、本件表示項目に関する知識、または表示の実施に関する経験のある者をもってこれにあてる。

(アドバイザー)

第13条 アドバイザーは、木材の利用について、広い経験と知識を有する者であって表示木材の利用について必要な助言ができる者をもってこれにあてる。

(表示様式)

第14条 表示は、別紙様式3の基本デザインを尊重し、これを大幅に変更することなく会員各自がそれぞれ必要な情報を加えて会員ごとの証票原型を作成するものとする。

2 証票の寸法は、対象木材の形状によって各自の証票原型の相似形で寸法を変更して作成することができる。

- 3 証票の態様は、ラベル、スタンプ、ステッカー、シール、印字等とする。
- 4 会員は各自作成した証票原型及び様態について、事前に本会に届け出なければならない。
証票の原型を変更しようとするときも同様とする。
- 5 前第4条4項の団体会員が、団体自身の証票と共に本会の証票を添付しようとするときは、別紙様式4の略章を利用することができる。

(ロゴマーク)

第15条 表示にあたって当会の自主表示ロゴマークを使用しなければならない。自主表示ロゴマークは、本会の許可なくこれを使用することは出来ない。

(表示の内容)

第15条の2 表示する項目は次のとおりとする。ただし、JAS マーク等他の表示と重複する項目は省略することが出来る。

- (1) 樹種名の表示は、原則としてカタカナとし、樹種名は別途定める。また、樹種名に付記することが出来る作業種名等については別途定める。
- (2) 加工種は、丸太、製材、集成材等とする。ただし、製材にあつては「ムク材」と表示する。
- (3) 原産地とは、原材料である木材が伐採された場所をいう。表示の方法は、国産材にあつては「日本」とし、原産地の都道府県名、地域名、その他一般によく知られた呼称がある場合はそれらを付記することができる。
外国産材にあつては、当該木材が伐採された国の国名とし、州名、地域名等を付記することができる。
- (4) 会員番号は、必ず表示しなければならない。併せて会社名等を表示することができる。
- (5) 本会の名称を表示する。団体会員の場合は当該団体名を併記することができる。

- 2 本会専用の **Web** サイトを運営し、**URL** を表示する。**Web** サイトでは、会員の情報、木材製品の情報を常時閲覧することができるよう運営する。

(合法性の証明とその表示)

第15条の3 林野庁作成木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）により合法性が証明された木材製品に、その旨を表示する方法は、別紙様式5のマークを自主表示ロゴマークの右下に付することとする。合法性証明ロゴマークに加え、書類による証明が求められたときは別途証明書を発行することができる。

(表示の添付箇所)

第16条 証票を添付する箇所は、原則として各本、各枚とするが、これによりがたい場合は、梱包又はロットごと一括して表示することができる。

(表示証票の保護・管理)

第17条 各自の表示証票は、厳重に管理し、他人に使用させたり、他の目的に流用してはならない。

(表示証票の廃止)

第18条 会員が、本会を退会し、又は除名等の理由により本会の自主表示制度に基づく表示を行わなくなった時は速やかに届け出である当該会員の証票の原型を廃止するとともに、直ちにその旨をHP上に公表することとする。

(実績簿の整理)

第19条 会員は、出荷した木材製品に表示証票を使用したときは、その都度表示の形態、木材製品名、出荷数量、出荷先、日付を帳簿に記載し、求めに応じて提示できるように整備しておかなければならない。

(会員の責務)

第20条 会員は、次の責務を負うものとする。

(1) 会員は、本会の定款及び業務方法書の定めるところにより、一致協力して本会の目的遂行のため努力しなければならない。

(2) 会員は、本会の信頼が傷付けられ、又は自主表示の信憑性が疑われることのないよう行動しなければならない。

(3) 会員は、自らの自主表示に関する情報を一定期間過去にさかのぼって説明することができるよう必要な証拠書類等を保管し、消費者又は需要者の求めに応じ、説明責任を果たさなければならない。

(4) 会員は、入会申請書に記載した事項に変更があった場合は、速やかに当該変更の内容、期日等を記載した書面をもって本会に届け出なければならない。

また証票の原型を変更した場合も同様とする。

(5) 会員は、自らの組織、事業活動等に関する情報を本会のHP上に常時公開しておかなければならない。自らのHPがある場合は、本会のHPからリンクを張っておくこととする。

2. 会長は、前項各号に違反した会員に対し必要な指導をしなければならない。

(退会)

第21条 本会を退会しようとする会員は、別紙様式6の退会届を提出するものとする。

(除名)

第22条 理事会は、定款第11条による除名の審議にあたって、次の場合に限り会員を除名することができる。

- (1) 永年にわたり入会申請書に記載された事項と異なる処理がされ、または故意に事実と異なる表示を行っており、今後も改善の見込みがないと判明したとき
- (2) 第9条第3項による改善指導、是正勧告の措置とった後においても、なお改善されなかったとき
- (3) 本会を誹謗中傷するなど名誉を著しく傷つけた行為があったとき、または本会に対し故意に重大な不利益をもたらす行為があったとき

(弁明の機会)

第23条 理事会は、前条により会員の除名を議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該会員に弁明の意思がない場合はこの限りではない。

(その他)

第24条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

(附則)

1. この規程は平成17年4月1日から適用する。
2. 第8条の規定は当分の間適用しない。

様式1 木材表示推進協議会入会申請書

No. _____	平成 年 月 日
木材表示推進協議会 会長 殿	
申請者 <small>しんせいしゃ</small> _____ 印	
代表者氏名 <small>だいひょうしゃ しめい</small> _____	
所在地 <small>しょざいち</small> 〒 _____	

Tel _____	Fax _____

入 会 申 請 書

貴会へ入会したいので、木材表示推進協議会定款第7条により入会申請いたします。

入会後は、貴会会員として、定款、業務方法書等の規定に従って誠実に木材表示を実行すると共に自らの表示から生じる一切の責任を負うことを誓います。

1. 自主表示する事業場の名称
2. 所在地 〒
3. 責任者の役職、氏名
4. Tel _____ Fax _____
5. ホームページアドレス
6. E-mail アドレス
7. 作業システム説明資料及び資格審査調書（別添）
団体会員にあっては、県産材認証工場審査基準、実施要領等を添付して下さい。

注) 「作業システム説明資料」及び「資格審査調書」を必ず提出してください。作成にあたっては、「別添資料作成マニュアル」を参照のこと。

別添 作業システム説明資料

1. 申請者の概要

- (1) 創立年月日
- (2) 資本金
- (3) 組織の概要
- (4) 主要製品年間生産量（取扱量）

2. 当該事業場の概要

- (1) 事業場設立年月日
- (2) 自主表示する木材製品の年間生産（取扱）量
- (3) 土場面積、保管倉庫面積等
- (4) JAS 等の表示制度の資格の有無及びその種類
- (5) 製造工程図（製材業を除く木材加工業の場合のみ）

3. 工程管理の方法

- (1) 工程管理のための内部規程等の有無
- (2) 原木、製品の管理責任者を指名（原産地別桟積み、保管の実行とその担保）
- (3) 原木在庫管理のための仕入伝票、払出伝票等の帳票の整備状況
- (4) 製品在庫管理のための帳票の整備状況
- (5) 表示製品の生産・出荷伝票
- (6) 表示作業の場所と記録帳票の整備

4. その他参考資料

NO. _____

平成 年 月 日

木材表示推進協議会
会長 殿

しんせいしゃ
申請者 _____ 印

だいひょうしゃ しめい
代表者氏名 _____

しよざいち
所在地 〒 _____

Tel _____ Fax _____

資格確認申請書

木材表示推進協議会業務方法書第6条の資格確認に必要な下記の資料を提出します。

記

1. 事業場の名称
2. 事業場の所在地
3. 責任者の役職・氏名
4. Tel _____ Fax _____
5. ホームページアドレス
6. E-mail アドレス
7. 事業場の作業システム説明資料（前回提出したものが変更になった場合のみ）
団体会員にあっては県産材認証工場審査基準、実施要領等が変更なった場合に提出して下さい。

様式3 表示様式の基本デザイン



様式4 表示様式の略章



様式5 合法性証明マーク

表示例



NO. _____

平成 年 月 日

木材表示推進協議会
会 長

殿

しんせいしゃ
申請者 _____ 印

しめい
代表者氏名 _____

しよざいち
所在地 〒 _____

Tel _____ Fax _____

退 会 届

都合により木材表示推進協議会を退会いたしたいので定款第 10 条により、退会届を提出します。

自主表示事業場の名称

所在地 〒

責任者の役職、氏名

Tel

Fax

ホームページアドレス

E-mail アドレス

VI. 自主表示細則

木材表示推進協議会自主表示細則

第1 本則は、本会の木材製品への自主表示の詳細を定めるもので、本会会員は、定款及び業務方法書に定めるもののほか本則に従って木材表示を行う。

第2 合法性を証明することができる木材製品には合法性証明ロゴマークを自主表示ロゴマークと共に表示する。合法性証明ロゴマークは、単独で使用することはできない。

第3 木材に表示する樹種名は、別表「木材に表示する樹種名」を標準とする。この表にないものについては別途定める。

第4 集成材、合板、LVL にあつては、表面材、芯材別に樹種名を表示する。芯材が複数の樹種で構成されている場合は主たる樹種名を表示する。

第5 樹種名に付記できる作業種名は、「天然林」、「人工林」、「主伐」、「間伐」その他の作業種の名称とする。

第6 加工種の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「丸太」とは、磨き丸太、杭丸太等丸太の原型を保存した製品とする。
- (2) 「ムク材」とは、柱状又は板状に加工した木材で、接着剤を用いて成型加工していないものをいう。なお、縦継、節修正等の簡易な接着加工が施されているムク材は「縦継ムク材」、「節修正ムク材」等という。
- (3) 「集成材」とは、ひき板又は小角材等を、その繊維方向に互いにほぼ平行にして、厚さ、幅及び長さ方向に集成接着したものとする。
- (4) その他の加工種の定義は、以下のとおりとする。
 - ①「単板」とは、レース、スライサー等で木材を薄く切り取った板をいう。
 - ②「合板」とは、単板を数枚、繊維方向が互いに直角に交差するよう重ね合わせ、接着剤を用いて一体化したものをいう。
 - ③「LVL」とは、単板積層材のことをいい、木材を比較的厚くむいた単板を繊維方向をほぼ平行にして積層接着したものをいう。
- (5) 以上によりがたい加工種については、その都度表示委員会の意見を求め、当協議会としての統一名称を決める。

第7 原産地「日本」に付記することができる「一般によく知られた呼称」とは、古くから使われていた地域名又は通称を付して流通している場合には、その名称をいう。その場合隣接する2以上の県で生産される材が、同一の地域名又は通称で呼ばれることもある。

外国産材に付記する地域名で、一般に知られていないものについては、その場所をHP等で紹介しなければならない。

第8 原産地、加工種において付記する情報が、複数ある場合は、それぞれの事項を付記してもよい。

第9 会員番号は、6桁とし、前2桁は地域別、次の2桁は業種別、次の2桁が会員別とする。

団体会員の構成員は、団体会員の番号に枝番をつけて会員番号とする。

第10 団体会員が、当該団体名を併記した証票を採用する場合、その旨を本会に通知する。

第11 業務方法書第14条5の略章は、団体会員の構成員が認証材に自らの認証マークと共にこの略章を添付して出荷する場合に利用する。

附則1 繊維板を表示対象品目に追加するため、本細則第5(5)の規定に基づき、その定義と表示の方法を次のとおり定める。

(1) 繊維板とは、主に木材などの植物繊維を原料として板状に成型加工したものをいう。

(2) 加工種の表示にあつては、ハードボード、MDF又はインシュレーションボードと表示することができる。

(3) 樹種及び原産地の表示にあつては、原産地別樹種の混入比率を表示しなければならない。

また、同一原産地の複数の樹種が使われている場合は、それらの樹種名と合計の混入比率を表示することができる。

なお、多種類の樹種が混入しており区分して表示することが困難な場合または原産地、樹種について明確に区分できない場合は、「その他〇〇%」と表示することができる。

(例：日本産スギ・ヒノキ・マツ60%、ロシア産北洋カラマツ20%、その他

20%)

附則2 入会申請書に添付する「作業システム説明資料」及び「資格審査調書」は、原料の分別管理、工程管理、在庫管理、表示責任等を明確に説明できるものでなければならない。JAS、JIS、AQ等の認証を受けている場合は、その旨を明記し、求めに応じて認証関連資料を提示しなければならない。

また、団体会員にあつては、「作業システム説明資料」及び「資格審査調書」に代えて、当該団体の規約、会員審査基準、表示内容等を添付して提出しなければならない。併せて会員名簿も添付する。

1. 平成17年4月1日制定。
2. 附則1及び2は、平成17年10月3日から発効。
3. 平成18年4月24日改正

VII. 會員資格審查基準

会員資格審査基準

木材表示推進協議会の会員資格審査基準を次の通り定める。

I 木材加工業（製材工場、集成材工場、その他）

第1 原木の保管管理に関する基準

- ① 原産地別（注1参照）、合法性証明非証明別（注2参照）に分別して保管することが出来る十分な土場面積を有していること。
- ② 原木の混材がないよう管理方法が定められていること。
- ③ 土場における原木取り扱い担当者が定められていること。
- ④ 運搬用機材が常時整備・配置されており、操作担当者が決められていること。
- ⑤ 原木在庫管理台帳等が整備され、在庫管理に関する情報が記録されていること。

第2 表示木材の原木調達に関する基準

- ① 表示木材の原木については極ごと又はロットごとに仕入先及び合法性証明非証明が、明確になっていること。
- ② 仕入先が、原産地及び合法性証明非証明を確認できる者であり、求めに応じ原産地又は合法性等の証明書を発給することに同意した者であること。
- ③ 前記第1の⑤の原木在庫管理台帳等の中で表示木材用原木が特定できること。

第3 加工工程に関する基準

- ① 加工工程において原木を原産地別及び合法性証明非証明別に使用することが出来る態勢にあること。
- ② 加工工程の途中に、産地等の不明な材が混入しない作業仕組みになっていること。
- ③ 加工工程の担当者が定められていること。

第4 製品在庫管理に関する基準

- ① 木材製品の保管場所は、分別保管が出来る十分な広さがあること。
- ② 在庫管理台帳が整備されていること。
- ③ 在庫管理の担当者が定められていること。
- ④ 保管中の木材製品の混材を避けるための措置が取られていること。
- ⑤ 運搬用機材が整備・配置され、操作担当者が決められていること。

第5 表示証票の使用及び管理に関する基準

- ① 表示を担当する責任者が定められていること。
- ② 表示の実施に関する規則等が定められていること。
- ③ 証票等の保管管理が厳密に行える態勢にあること。

第6 表示木材の販売管理に関する基準

- ① 表示木材の生産及び販売台帳等を整備し、生産・販売に関する情報が記録されていること。
- ② 求めに応じ、表示木材の生産・販売に関する情報が開示できる態勢にあること。

II 木材流通業（卸・小売業、木材市場業等）、住宅建設業、その他

第1 表示しようとする木材製品の仕入れ管理に関する基準

表示しようとする木材製品の仕入れ管理台帳等を整備し、仕入に関する情報を記録すると共に次のいずれかに該当すること。

- ① 本会のメンバーから仕入れた木材製品の場合は、同メンバーから原産地等の表示を委任されたことが明確になっていること。
- ② 本会のメンバー以外の木材加工業者から仕入れた木材製品の場合は、その木材加工業者が前記Ⅰの審査基準に照らして原産地等を確認できると判断され、その証明書の発給に同意した者であること。
- ③ 本会のメンバー以外の流通業から仕入れた木材製品の場合は、その製品の製造者による原産地等の証明書があり、直前の流通業者がそれを確認できること。

第2 木材製品在庫に関する基準

- ① 木材製品の保管場所は、分別保管が出来る十分な広さがあること。
- ② 在庫管理台帳等が整備され、在庫管理に関する情報が記録されていること。
- ③ 在庫管理の担当者が決められていること。
- ④ 運搬用機材が整備・配置され、操作担当者が決められていること。

第3 表示証票の使用及び管理における基準

- ① 表示を担当する責任者が定められていること。
- ② 表示の実施に関する規則等が定められていること。
- ③ 証票等の保管管理が厳密に行える態勢にあること。

第4 表示木材の販売管理に関する基準

- ① 表示木材の販売台帳等が整備されており、販売に関する情報が記録されていること。
- ② 求めに応じ表示木材の販売に関する情報が開示できる態勢にあること。

Ⅲ 団体会員

- ① 団体会員にあつては、団体の定款、認証事業運営規則等の内部規定が上記Ⅰ及びⅡの基準を満たしていること。
- ② 表示木材の取り扱いに関する情報が団体の構成員ごとに記録され、求めに応じて開示できること。

Ⅳ 共通

- ① 取扱う木材製品の合法性等を証明しようとする会員は、上記の基準の確実な実施に加え、木材製品の仕入時における合法性の確認を実行し、その木材製品の販売時における証明ロゴマークの添付または証明書の発行を誠実に実行すること。
- ② 木材表示事務処理規則等の内部規定により一括して基準を定めている場合は、当該内部規定を上記の基準に照らして審査すること。
- ③ 「原産地」に「都道府県名」や「地域名」を付記しようとする場合は、各工程において都道府県名、地域名が判別できるよう管理すること。

注1 「原産地」とは、原木の「伐採地」をいい、表示は「日本」、「アメリカ」等の「国名」とする（業務方法書第15条4項）。

注2 「合法性」とは当該国の森林法等の関係法令に照らして合法であることをいう。

- 附 1. 平成17年4月1日制定。
2. 平成18年3月31日改正。

VIII. 会費等納入規則

会費等納入規則

(目的)

第1条 本規則は、木材表示推進協議会の入会金、会費及び賛助会費の金額を定める他、事業運営に必要な経費の分担金を定めるものである。

(入会金及び会費)

第2条 定款第8条の入会金及び会費は、次のとおりとする。

(1) 入会金は、1口2万円とし、事業者会員にあつては1口以上、既に県産材認定制度等の事業を実施している団体会員にあつては5口以上とする。

(2) 会費は、毎年、事業者会員にあつては12千円、前号の団体会員にあつては6万円とする。

(事業割経費分担金)

第3条 会員は、本会の事業運営費として分担金を払い込まなければならない。

2 分担金の金額の算出方法は、ロゴマークを添付した木材の出荷数量及びm³当たりロゴマーク使用料を基礎として計算する。

3 m³当たりロゴマーク使用料は、使用量500m³までは1m³当たり100円、500m³を超え2,000m³までのものは1m³当たり50円、2,000m³を超えるものは1m³当たり25円とする。

4 団体会員の場合のロゴマーク添付出荷数量は、傘下会員の出荷数量の合計とし、これに見合うロゴマーク使用料を算出し、その金額の2分の1を分担金とする。

5 前3項及び4項により算出した額が、25万円を超える場合は分担金を25万円とする。

(払込み)

第4条 年会費及び分担金は毎年度当初速やかに払い込むものとする。

2 分担金は、会員自ら前年度のロゴマーク添付出荷数量を申告し、その数量に見合う分担金の金額を当年度の会費と共に払い込むものとする。

(賛助会費)

第5条 定款第12条2項の賛助会費は、10万円とする。

(寄付金)

第6条 上記のほか、本会の活動を支援するために提供される金品は、寄付金として

処理する。

(その他)

第7条 本則に定めのない事案が発生した場合は、理事会において決定する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から適用する。

IX. 資料作成マニュアル

1-1. 作業システム説明資料
(木材加工業、木材流通業等用)

(1) 申請者の概要

創立年月日	19**年**月**日			
資本金(出資金)	払込資本金(出資金) 百万円			
従業員数	常勤	人	非常勤	人
組織の概要 (本社、工場、事業所等の配置)	本社	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">本社工場</div> ← 表示実施工場 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-top: 5px;">〇〇工場</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-top: 5px;">××事業所</div>		
年間生産量(取扱量)	m3			
上記のうち主要製品生産量(取扱量)	原産地	樹種	製品	数量
	日本	スギ	製材	m3
	〃	ヒノキ	〃	m3
	アメリカ	ベイマツ	〃	m3
	インドネシア	カプール	合板	m3

(2) 表示実施事業場の概要

業種(主たる業種に◎、従たる業種に○を付す。)	素材生産業	製材業	木材販売業	集成材工場	建築業
土場面積	m ²		最大保管量		m3
従業員数	常勤	人	非常勤	人	
運搬機材保有台数	フォークリフト	台	グラップル	台	
製品倉庫面積及び保管可能量	屋内	m ²	最大保管可能量		m3
	屋外	m ²	最大保管可能量		m3
JAS等の認証取得状況	製材JAS認定工場 No001001 ISO 9000認定工場 No010010				
年間生産量(取扱量)	m3				
上記のうち主要製品生産量(取扱量)	原産地	樹種	製品	数量	
				m3	
表示予定製品及び数量				m3	

(3) 工程管理の方法

現在、貴事業場で行っている原木の仕入れ、在庫、消費の実態及び製品の生産、保管、出荷の実態を記入して下さい。

(1) 工程管理のための内部規程等の有無	有 無
	(有の場合は、写しを添付して下さい。)
(2) 原木の在庫管理責任者の指名	している。 していない。
責任者への指示	具体的に：
(3) 産地別極積み	している。 していない。
今はしていないが将来産地別極積みが	出来る。 出来ない。(理由：)
(4) 極別仕入先の明示	している。 していない。
今はしていないが将来仕入先を判別	する方法がある。 出来ない。(理由：)
(5) 原木の混材	ある。 ない。
混材を回避する	方法がある。 方法がない。(理由：)
(6) 原木在庫管理のための仕入・出荷台帳等	伝票で整理 台帳で整理 P Cで処理
	その他(具体的に説明：)
(7) 製品在庫管理の責任者の指名	している。 していない。
責任者への指示	具体的に：
(8) 産地別保管	している。 してない。
今はしていないが将来産地別保管	出来る。 出来ない。(理由：)
(9) 製品保管の際の混材	ない。 ある。
今はあるが将来産地別に保管	出来る。 出来ない。(理由：)
(10) 製品在庫管理のための帳票の整備状況	伝票で整理 台帳で整理 P Cで処理
	その他(具体的に：)

注:木材加工がともなわない場合は、上表(1)～(6)の欄外に原木の取扱いがない旨を記入して下さい。

(4) 表示の方法等

今後木材表示に当たって、貴社はどのような方法で表示を実施する予定ですか？現在考えている方法を記入して下さい。

(1) 表示作業の地点	製造ラインで 保管倉庫で その他 ()
(2) 表示作業の時点	製造時 出荷時 その他 ()
(3) 表示の方法	印字 ラベル シール スタンプ その他 (具体的に)
(4) 表示責任者の指名及び義務	指名し、原木の確認を義務付ける。 指名しない。(理由)
(5) 表示数量及び出荷数量の記録の方法	台帳、伝票等の帳票を整備
(6) クレーム処理、照会、確認等への対応の方法	責任者を決めている。 その他 (具体的に)

(5) その他参考資料

参考資料等があれば添付してください。

1-2. 作業システム説明資料 (繊維板製造業用)

(1) 申請者の概要

創立年月日				
資本金（出資金）	払込資本金（出資金）		百万円	
従業員数	常勤	人	非常勤	人
組織の概要 (本社、工場、事業所等の組織図)				
年間生産量	m3			
内訳 (製品種類別生産量)	製品名（商品名）	種類	原料の樹種	数量
	〇〇〇	MDF	スギ、ヒノキ	m3
	×××		ラワン	〃
		IB		〃
		HB		〃
				〃

(2) 表示実施事業場の概要

原料チップ土場	m ²		最大チップ保管量	m3
サイロの規模	基	m3/基	最大チップ貯蔵量	m3
製品倉庫	m ²		最大保管可能量	m3
J I S、F S C等認証取得状況				
表示予定製品の商品名	同左年間生産量		m3	
上記の原材料消費量	原産地	樹種	形状	数量 m3
	日本	スギ間伐材	チップ	
		ヒノキ	〃	
		針葉樹背板	〃	
	その他			
	計			
日本産原料比率	%			

- 注) 1. この表は、「繊維板製造業用」です。
 2. 原料チップの調達、取扱いにおいて、納入、保管、樹種配合、製造過程等で混材がなく、比率の変更を防止する措置を具体的に記述した説明資料を添付してください。
 3. 「工程管理の方法」及び「表示の方法等」は、前ページをお使いください。
 4. 「資格審査調書」は、次ページの「木材加工業」用をお使いください。なお、同表に「原木」とあるのは「チップ」と読み替えて記述すること。

2. 資格審査調書

木材表示の資格審査に当たり、基準を満たしていることを確認するため、貴事業場の対応についてお伺いします。次の各項目に対応することができる場合は確認欄に○印を付けてください。

なお、貴事業場が、木材加工業と木材流通業等を兼業している場合は、次の1、2双方にお答えください。

最後に、この調書に記入した方の署名捺印をお願いします。

(1) 木材加工業（製材工場、集成材工場、その他）

確認事項	貴事業場の対応	
	確認 (○)	特記事項
(1) 原木の保管管理		
① 土場における原木取り扱い担当者を指名する。		
② 原木在庫管理台帳等を備え付け、記録を残す。		
(2) 表示木材の原木調達		
① 桧又はロットごとに仕入先を、明確にする。		
② 仕入先は、原産地確認に関し信頼でき、証明書の発給にも同意している。		
(3) 加工工程		
① 加工工程において原木を産地別に使用することが出来る。		
② 加工工程の担当者を決めている。		
(4) 製品在庫管理		
① 在庫管理台帳を備え付け、記録を残す。		
② 保管木材の混材を避ける措置を取る。		
③ 在庫管理の担当者を決めている。		
(5) 表示の方法、証票の使用及び管理		
① 表示の方法等について弊社の手順を定める。		
② 関係書類の整理、証票等の管理を厳密に行う。		
(6) 表示木材の販売管理		
① 表示木材の生産及び販売台帳等を備え付け、記録を残す。		
② 表示内容等に疑義が生じた場合は、表示木材の生産・販売等に関する情報を開示できる。		

(2) 木材流通業、住宅建設業、その他

確認事項	貴事業場の対応	
	確認 (○)	特記事項
(1) 表示しようとする木材製品の仕入れ管理		
① 表示しようとする木材製品の仕入れ管理台帳等を備え付け、記録を残す。		
② 本会のメンバーから仕入れた木材製品は、表示を委任されたことが明確な場合にのみ表示する。		
③ 本会のメンバー以外の木材加工業者から仕入れた木材製品は、その加工業者が本会メンバーと同等の審査基準を満たしていると判断でき、証明書の発給にも同意した場合にのみ表示する。		
④ 本会のメンバー以外の流通業から仕入れた木材製品は、その加工業者による証明書があり、直前の流通業者がそれを確認している場合にのみ表示する。		
(2) 木材製品在庫		
① 在庫管理台帳等が備え付け、記録を残す。		
② 在庫管理の担当者を決めている。		
(3) 表示の方法、証票の使用及び管理		
① 表示の方法等については弊社の手順を定める。		
② 関係書類の整理、証票等の管理を厳密に行う。		
(4) 表示木材の販売管理		
① 表示木材の販売台帳等を備え付け、記録を残す。		
② 表示内容に疑義が生じた場合には、表示木材の販売等に関する情報を開示できる。		

3. 業種共通（合法性証明用）

木材・木製品の合法性等が証明できる事業体となることを希望する方は、次の追加調書にもご回答ください。

確 認 事 項	貴事業場の対応	
	確認（○）	特記事項
(1) 資格審査基準の確実な実施に加え、合法性等の証明に必要な作業仕組みを確立し、確認業務を誠実に実行する用意がある。		
(2) 合法性証明木材と非証明木材を分別して保管・管理することができる施設、運搬用機材が整っている。		
(3) 上記の保管・管理担当者を指名している。		
(4) 合法性証明木材の仕入に当たって、仕入先が合法性等の証明を確実に実施していることを確認し、また仕入先に証明書等の発給を求めることができる。		
(5) (木材加工業の場合のみ)加工過程において、原木を合法性証明木材と非証明木材を分別して使用することができ、混材しないことが確認できる。		

4. その他参考資料

参考資料等があれば添付してください。

資格審査調書記入責任者 役職
氏名 _____ 印

X. 木材に表示する樹種名

木材に表示する樹種名

<注釈>

- 1) 表示する樹種名は、基本的に先頭に学名と対応する標準名、以下に一般名を列記してある。それらの中で(*)を付したものは学術的に認知された樹種名ではないが汎用的または慣用的に用いられているものである。
- 2) 学名は代表的なものを示したが、複数の学名がある場合には、末尾に「など」やShorea spp.のように複数樹種が含まれることがわかるように記載した。不明なものがある場合には、当協議会事務局に問い合わせること。
- 3) 産地国は、2～3ヶ国のみを記載した。したがって、表示木材の原産地はこれ以外にもありうる。また、熱帯産木材(アフリカ、中南米、東南アジア)の産地国における樹種名については財務省関税局発行の関税率解説の付表 (<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/data/44rsankou.pdf>)に詳しい記載があるので参照されたい。
- 4) 以下に該当しない樹種を表示したい場合には、当協議会事務局に申し出ること。

【日本産針葉樹】

	表示する樹種名	学名(命名者名は省略)	産地国	英名、産地国の樹種名など
1	モミ	<i>Abies firma</i>	日本	
2	トドマツ、トド ^(*)	<i>Abies sachalinensis</i>		
3	ヒノキ	<i>Chamaecyparis obtusa</i>		
4	サワラ	<i>Chamaecyparis pisifera</i>		
5	スギ	<i>Cryptomeria japonica</i>		
6	カラマツ	<i>Larix kaempferi</i> , <i>Larix leptolepis</i>		
7	アカエゾマツ、アカエゾ ^(*) 、 エゾマツ ^(*) 、エゾ ^(*)	<i>Picea glehnii</i>		
8	クロエゾマツ、エゾマツ、クロエゾ ^(*) 、 エゾ ^(*)	<i>Picea jezoensis</i>		
9	アカマツ、マツ ^(*) 、メマツ ^(*)	<i>Pinus densiflora</i>		
10	ヒメコマツ、ゴヨウマツ ^(*) 、 キタゴヨウマツ ^(*)	<i>Pinus pentaphylla</i>		
11	クロマツ、マツ ^(*) 、オマツ ^(*)	<i>Pinus thunbergii</i>		
12	イヌマキ、マキ ^(*)	<i>Podocarpus macrophyllus</i>		
13	トガサワラ	<i>Pseudotsuga japonica</i>		
14	コウヤマキ、ホンマキ ^(*) 、マキ ^(*)	<i>Sciadopitys verticillata</i>		
15	イチイ、オンゴ ^(*)	<i>Taxus cuspidata</i>		
16	ネズコ、ネズ ^(*) 、クロベ ^(*)	<i>Thuja standishii</i>		
17	ヒバ、アスナロ、ヒノキアスナロ	<i>Thujopsis dolabrata</i>		
18	カヤ	<i>Torreya nucifera</i>		
19	ツガ	<i>Tsuga sieboldii</i>		

【日本産広葉樹】

	表示する樹種名	学名(命名者名は省略)	産地国	英名、産地国の樹種名など
1	イタヤカエデ、カエデ ^(*) 、イタヤ ^(*)	<i>Acer mono</i>	日本	
2	トチノキ、トチ ^(*)	<i>Aesculus turbinata</i>		
3	ケヤマハンノキ、ハンノキ ^(*) 、コバノヤマハンノキ、タニガワハンノキ	<i>Alnus hirsuta</i>		
4	ハンノキ、ヤチハンノキ ^(*)	<i>Alnus japonica</i>		
5	ダケカバ、カバ ^(*) 、ダケカンバ	<i>Betula ermanii</i>		
6	ミズメ	<i>Betula grossa</i>		
7	マカバ、カバ ^(*) 、マカンバ、ウダイカンバ	<i>Betula maximowicziana</i>		
8	シラカバ、カバ ^(*) 、シラカンバ	<i>Betula platyphylla</i>		
9	クリ	<i>Castanea crenata</i>		
10	ツブラジイ、シイ ^(*) 、コジイ ^(*) 、タイコジイ ^(*) 、シイノキ ^(*)	<i>Castanopsis cuspidata Schottky</i>		
11	スタジイ、シイ ^(*) 、イタジイ ^(*) 、シイノキ ^(*)	<i>Castanopsis cuspidata Schottky var. sieboldii Nakai</i>		
12	カツラ	<i>Cercidiphyllum japonicum</i>		
13	クスノキ、クス ^(*)	<i>Cinnamomum camphora</i>		
14	イスノキ、イス ^(*)	<i>Distylium racemosum</i>		
15	ブナ、ホンブナ ^(*)	<i>Fagus crenata</i>		
16	イヌブナ、ブナ ^(*)	<i>Fagus japonica</i>		
17	トネリコ、タモ ^(*)	<i>Fraxinus japonica</i>		
18	アオダモ、タモ ^(*)	<i>Fraxinus lanuginosa</i>		
19	ヤチダモ、タモ ^(*)	<i>Fraxinus mandshurica</i>		
20	シオジ、タモ ^(*)	<i>Fraxinus spaethiana</i>		
21	サワグルミ	<i>Pterocarya rhoifolia</i>		
22	オニグルミ、クルミ ^(*)	<i>Juglans sieboldiana</i>		
23	ハリギリ、セン ^(*) 、センノキ ^(*)	<i>Kalopanax pictus</i>		
24	イヌエンジュ、エンジュ ^(*)	<i>Maackia amurensis</i>		
25	タブノキ、タブ ^(*)	<i>Machilus thunbergii</i>		
26	ホオノキ、ホオ ^(*)	<i>Magnolia obovata</i>		
27	ヤマグワ、クワ ^(*)	<i>Morus australis, Morus bombycis</i>		
28	アサダ	<i>Ostrya japonica</i>		
29	キリ	<i>Paulownia tomentosa</i>		
30	キハダ、ヒロハノキハダ	<i>Phellodendron amuruense</i>		
31	ウラジロハコヤナギ、ポプラ ^(*) 、ギンドロ ^(*)	<i>Populus alba</i>		

32	ドロノキ、ドロヤナギ ^(*) 、ドロ ^(*)	<i>Populus maximowiczii</i>
33	セイヨウハコヤナギ、ポプラ ^(*) 、アメリカヤマナラシ ^(*)	<i>Populus nigra</i>
34	ヤマナラシ、ハコヤナギ ^(*)	<i>Populus sieboldii</i>
35	ヤマザクラ、サクラ ^(*)	<i>Prunus jamasakura</i>
36	シウリザクラ、サクラ ^(*)	<i>Prunus ssiori</i>
37	カシワ、ナラ ^(*)	<i>Quercus dentata</i>
38	ミズナラ、ナラ ^(*)	<i>Quercus mongolica</i>
39	コナラ、ナラ ^(*)	<i>Quercus serrata</i>
40	アカガシ、カシ ^(*)	<i>Quercus acuta</i>
41	イチイガシ、カシ ^(*)	<i>Quercus gilva</i>
42	アラカシ、カシ ^(*)	<i>Quercus glauca</i>
43	シラカシ、カシ ^(*)	<i>Quercus myrsinaefolia</i>
44	ウバメガシ、カシ ^(*)	<i>Quercus phillyraeoides</i>
45	ウラジロガシ、カシ ^(*)	<i>Quercus salicina</i>
46	ツクバネガシ、カシ ^(*)	<i>Quercus sessilifolia</i>
47	シナノキ、シナ ^(*)	<i>Tilia japonica</i>
48	ハルニレ、ニレ ^(*)	<i>Ulmus davidiana</i>
49	ケヤキ	<i>Zelkova serrata</i>

【アフリカ産広葉樹】

	表示する樹種名	学名(命名者名は省略)	産地国	英名、産地国の樹種名など
1	ドウシエ	<i>Azelia africana</i> など	カメルーン、アンゴラ、コートジボアールなど	Doussie, N'kokongo, Lingue など
2	アニングレ	<i>Aningeria robusta</i> など	アンゴラ、コートジボアールなど	Aningre, Mukali, Aningueri blanc など
3	アコ	<i>Antiaris africana</i> , <i>Antiaris welwitschii</i>	コートジボアール、アンゴラ、ガーナなど	Ako, Sansama, Chenchen など
4	オンザビリ	<i>Antrocargon micraster</i> , <i>Antrocargon klaineana</i> , <i>Antrocargon nannanii</i>	ガボン、カメルーン、コートジボアールなど	Onzabili, Angonga, Akoua など
5	オクメ	<i>Aucoumea klaineana</i>	ガボン、コンゴ、赤道ギニアなど	Okoume, N'Kumi, Okume など
6	モアビ	<i>Baillonella toxisperma</i> = <i>Mimusops djave</i>	カメルーン、セキドウギニアなど	Moab, Adjap, Ayap など
7	フーマ	<i>Ceiba pentandra</i> = <i>Ceiba thonnigii</i>	コンゴ、カメルーン、コートジボアールなど	Fuma, Doum, Enia など
8	イロコ	<i>Chlorophora excelsa</i>	コートジボアール、ナイジェリア、コンゴ、アンゴラなど	Iroko, Kambala, Moreira など
9	オジゴ	<i>Dacryodes buettneri</i> = <i>Pachylobus buettneri</i>	ガボン、赤道ギニア	Ozigo, Assia
10	ティアマ	<i>Entandrophragma angolense</i> , <i>Entandrophragma Kongoense</i>	コートジボアール、ナイジェリア、コンゴなど	Tiama, Gedu-Nohor, Kiluka など
11	コシボ	<i>Entandrophragma candollei</i>	コートジボアール、アンゴラ、カメルーンなど	Kosipo, Lifuco, Atom-Assie など

12	サペリ	<i>Entandrophragma cylindricum</i>	カメルーン、アンゴラ、ナイジェリアなど	Sapell, Undianuno, Sapele など
13	シボ	<i>Entandrophragma utile</i>	コートジボアール、ガーナ、ガボンなど	Sipo, Utile, Assi など
14	トラ	<i>Gosweileroendron balsamiferum</i>	コンゴ、ナイジェリア、ガボンなど	Tola, Agba, Emolo など
15	ボッセクレイア	<i>Guarea cedrata, Guarea laurentii</i>	コートジボアール、ガーナなど	Bosse clair, Bosse, Kwabohoro など
16	ボッセフォンセ	<i>Guarea thompsonii</i>	コートジボアール、ケニアなど	Bosse fonce, Mutigbanaya, Bolon など
17	オバンコル	<i>Guibourtia ehie</i>	ガボン、コートジボアール、ガーナなど	Ovengkol, Amazakoue, Anokye など
18	アビュラ	<i>Hallea ciliata, Hallea rubrostipulata, Hallea stipulosa</i>	ナイジェリア、アンゴラ、カメルーンなど	Abura, Mivuku, Elolomなど
19	ニアンゴン	<i>Heritiera utilis = Tarrietia utilis, Heritiera densiflora = Tarrieta densiflora</i>	コートジボアール、ガボン、ガーナなど	Niangon, Ogoue, Nyankom など
20	アカジョアフリカ	Khaya ivorensis = Khaya klainei, Khaya anthotheca, grandiofoliola Khaya	アンゴラ、カメルーン、コートジボアールなど	Acajou d'Afrique, Undia Nunu, N'Dola, Acajou a grandes など
21	アゾベ、ボンゴシ、エッキ	<i>Lophira alata = Lophira procera</i>	コートジボアール、カメルーン、ナイジェリアなど	Azobe, Bongossi, Ekki, Bonkole, Akoga など
22	ジベツ	<i>Lovoa trichilioides = Lovoa klaincana, Lovoa brownii, Lovoa swynnertonii</i>	コートジボアール、カメルーン、赤道ギニアなど	Dibetou, Bibolo, Nivero など
23	マンソニア	<i>Mansonia altissima</i>	カメルーン、コートジボアールなど	Mansonia, Koul, Bete など
24	コチベ	<i>Nesogordonia papaverifera = Cistanthera papaverifera</i>	コートジボアール、アンゴラ、カメルーン	Kotibe, Kissinhungo, Ovoo など
25	アフロルモシア	<i>Pericopsis elata = Afrormosia elata</i>	カメルーン、コートジボアールなど	Afrormosia, obang, Assamelaなど
26	ダベーマ	<i>Piptadeniastrum africanum = Piptadenia africana</i>	コートジボアール、カメルーン、ガーナなど	Dabema, Atui, Dahoma など
27	コト	<i>Pterygota macrocarpa, Pterygota bequaertii</i>	コートジボアール、中央アフリカ共、ガボンなど	Koto, Kakende, Ake など
28	イロンバ	<i>Pycnanthus angolensis = Pycnanthus kombo</i>	アンゴラ、カメルーン、ガーナなど	Ilomba, Eteng, Otie など
29	フラミレ	<i>Terminalia ivorensis</i>	コートジボアール、カメルーン、ナイジェリアなど	Framire, Lidia, Idigbo など
30	リンバ	<i>Terminalia superba</i>	コンゴ、カメルーン、ガーナなど	Limba, Akom, Ofram など
31	マコレ	<i>Tieghemella heckelii, Tieghemella africana (= Dumoria spp.)</i>	コートジボアール、ガーナ、ガボンなど	Makore, Baku, Douka など
32	オベチェ	<i>Triplochiton scleroxylon</i>	ナイジェリア、カメルーン、コートジボアールなど	Obeche, Ayous, Sambaなど
33	アボジラ	<i>Turraeanthus africana</i>	コートジボアール、ガーナ、ナイジェリアなど	Avodire, Apapaye, Apaya など

【中南米産広葉樹】

	表示する樹種名	学名(命名者名は省略)	産地国	英名、産地国の樹種名など
1	サキサキ	<i>Bombacopsis quinata</i>	ベネズエラ、コロンビアなど	Saquisahui, Cedro Tolua, Cedro Espinoなど
2	スクピラ	<i>Bowdichia nitida, Diplotropis martiusii, Diplotropis purpurea</i>	ブラジル、コロンビア、仏領ギアナ	Sucupira, Arenillo, Baakaなど
3	アンジローバ	<i>Carapa guianensis, Carapa procera</i>	ブラジル、コロンビア、コスタリカなど	Andiroba, Mazabalo, Cedro Bateoなど
4	ジェキティバ	<i>Cariniana brasiliensis, Cariniana integrifolia</i>	ブラジル、ボリビア	Jequitiba, Yesquero, Jequitiba Branco など
5	セドロ	<i>Cedrela spp.,</i>	ブラジル、仏領ギアナ、ホンジュラスなど	Cedro, Cedrat, Cigarbox など
6	フロメイジャー	<i>Ceiba pentandra</i>	仏領ギアナ、ブラジル、コロンビアなど	Fromager, Sumauma, Ceiba など

7	フレイジョ	<i>Cordia goeldiana</i>	ブラジル	Freijo, Frei-Jorge
8	パリッサンドルロゼ、シタン ^(*) 、ローズウッド ^(*)	<i>Dalbergia decipularis</i>	ブラジル、仏領ギアナ	Palissandre de Rose, Pau Rosa, Bois de rose femelle
9	パリッサンドルリオ、パリッサンドルバラ、ブラジリアンローズウッド、シタン ^(*) 、ローズウッド ^(*)	<i>Dalbergia nigra</i> , <i>Dalbergia spruceana</i>	ブラジル	Palissandre de Rio, Palissandre de Para, Brazilian rosewood, Jacaranda, Caviuna など
10	ココボロ、シタン ^(*) 、ローズウッド ^(*)	<i>Dalbergia retusa</i> など	パナマ、ガテマラなど	Cocobolo, Grandilio, Palisandroなど
11	ジャポティ	<i>Erismia uncinatum</i> , <i>Erismia spp.</i>	仏領ギアナ、ブラジルなど	Japoty, Jaboti, Cambara など
12	リグナムバイタ	<i>Guajacum(Guaiacum) sanctum</i> など	メキシコ、ベネズエラ、コロンビアなど	Lignam-vitae, Guajacun, Palo santoなど
13	マカランドウバ	<i>Manilkara spp.</i>	ブラジル、コロンビア、ペルーなど	Macaranduba, Balata, Pamashtoなど
14	ロウロ	<i>Nectandra spp.</i> , <i>Ocotea spp.</i>	ブラジル、コロンビア、エクアドルなど	Louro, Laurel, Canelo, Amarilloなど
15	バルサ	<i>Ochroma lagopus = Ochroma pyramidale</i>	エクアドル、ホンジュラス、ペルー、ボリビアなど	Balsa, Topa, Tami など
16	インブイア	<i>Ocotea porosa (= Phoebe porpsa)</i>	ブラジル、コロンビアなど	Imbuia, Canela, Laurel など
17	カチボ	<i>Prioria copaifera</i>	コスタリカ、コロンビア、ベネズエラなど	Cativo, Trementino, Muramo など
18	マホガニー、ブラジリアンマホガニー	<i>Swietenia macrophylla</i> など	ブラジル、ドミニカ、コロンビアなど	Mahogany, Brazilian Mahogany, Mogno, Mahogani, Caoba など
19	イペ、ラパチョ、タペブイア	<i>Tabebuia spp.</i>	ブラジル、ボリビアなど	Ipe, Lapacho, Pau d'Arcoなど
20	バイロラ	<i>Virola spp.</i>	ベネズエラ、ブラジル、コロンビアなど	Virola, Ucuuba, Sebo など

【東南アジア産広葉樹】

	表示する樹種名	学名(命名者名は省略)	産地国	英名、産地国の樹種名など
1	カマバアカシア、アカシアアウリ ^(*) 、アウリ ^(*)	<i>Acacia auriculiformis</i>	オーストラリア、ニューギニアなど	Northern black wattle, Ear-pod wattle, Akasia など
2	マンギウムアカシア、アカシアマンギウム ^(*) 、マンギウム ^(*)	<i>Acacia mangium</i>	オーストラリア、バウアニューギニアなど	Mangium, Tongke hutan, Sabah salwood など
3	ハイブリッドアカシア ^(*)	<i>Acacia mangium</i> × <i>Acacia auriculiformis</i>	マレーシア、インドネシアなど	アカシアマンギウムとカマバアカシアの交雑とされるが、他種同士の交雑にも要注意
4	モリシマアカシア	<i>Acacia mearnsii</i>	オーストラリア、タスマニアなど	Black wattle など
5	プライ	<i>Alstonia angustiloba</i> など	インドネシア、マレーシア、フィリピンなど	Pula, Letok, Dita など
6	ファルカタリア、ファルカータ ^(*) 、センゴンラウト ^(*)	<i>Albizia falcataria</i> , <i>Paraserianthes falcataria</i>	バブアニューギニア、インドネシアなど	Falcataria, Sengon laut, Batai, Albizia など
7	メルサワ	<i>Anisoptera marginata</i> など	インドネシア、ミャンマー、マレーシアなど	Mersawa, Kaunghmu, Pengiran など
8	タガヤサン	<i>Cassia siamea</i>	ビルマ、タイなど	Djohar, Mezali, Khielek, Johar, Iron woodなど
9	ゲロンガン	<i>Cratogeomys arborescens</i> など	インドネシア、マレーシアなど	Geronggang, Mapat, Serunganなど
10	ジョンコン	<i>Dactyloctenium aegyptium</i>	マレーシア、インドネシアなど	Jongkong, Medang-Tabak, Mentibu など
11	シタン、ローズウッド ^(*)	<i>Dalbergia cochinchinensis</i> , <i>Dalbergia latifolia</i> など	ベトナム、タイ、インドなど	Rose wood, Sonokeling, Eastern Indian rosewood など
12	クルイン	<i>Dipterocarpus acutangulus</i> など	インドネシア、フィリピンなど	Keruing, Keroeing, Apitong など
13	パルダオ	<i>Dracontomelum dao</i> など	マレーシア、フィリピン	Paldao, Sengkulang, Daoなど

14	カプール	<i>Dryobalanops aromatica</i> など	インドネシア、マレーシアなど	Kapur, Kapur Singkel, Kaladan など
15	ジェルトン	<i>Dyera costulata, Dyera lowii</i>	インドネシア、マレーシア、シンガポールなど	Jelutong, Letoeng, Djelutong など
16	コクタン、エボニー ^(*)	<i>Diospyros spp.</i>	インド、ビルマなど	Ebony, Calamander, Kamagongなど
17	メリナ、ヤマネ ^(*)	<i>Gmelina arborea</i>	インド、タイ、中国など	Gmelina, Yemane, Candaharなど
18	ラミン	<i>Gonystylus bancanus</i> など	インドネシア、マレーシアなど	Ramin, Garu-Buaja, Ramin Batu など
19	メンクラン	<i>Heritiera sumatrana (= Tarrietia spp.)</i> など	マレーシア、インドネシア、ミャンマーなど	Mengkulang, Palapi, Kanzeなど
20	パラゴムノキ、ゴムノキ	<i>Hevea brasiliensis</i>	マレーシア、インドネシアなど	Para-rubber tree, Pokok getah para, Pohon getah など
21	メラワン	<i>Hopea nervosa</i> など	インドネシア、マレーシアなど	Merawan, Merawan/Sengal, Selangan など
22	メルバウ、イビル、アイアンウッド	<i>Intsia bijuga</i> など	インドネシア、フィリピン、マレーシアなど	Merbau, Moluccan Ironwood, Ipil, Vesi, Kwilaなど
23	ケンパス	<i>Koompassia malaccensis</i>	マレーシア、パプアニューギニア、インドネシアなど	Kempas, Impas, Menggeris など
24	ニアトー	<i>Palaquium acuminatum</i> など	インドネシア、マレーシア、フィリピンなど	Nyatoth, Mayang, Nato など
25	ホワイトセラヤ	<i>Parashorea malaanonan</i> など	マレーシアなど	White Seraya, Urat Mata, Meranti puteh など
26	スンカイ、ヌルデモドキ ^(*)	<i>Peronema canescens</i>	マレーシア、インドネシアなど	Sungkai, Jati sabrang, sangkae, など
27	マトア、タウン	<i>Pometia pinnata</i>	インドネシア、マレーシアなど	Matoa, Taun, Kasai, truog など
28	カリン、パドウク、ナーラ、パドック	<i>Pterocarpus indicus</i> など	インド、フィリピン、マレーシアなど	Padauk, Andaman-Padauk, Narra, Sena など
29	ダークレッドメランチ、レッドメランチ、メランチ ^(*) 、ダークレッドセラヤ、レッドセラヤ	<i>Shorea curtisii</i> など (Rubroshorea節)	インドネシア、マレーシアなど	Dark Red Meranti, Red Meranti, Nemesu, Red Seraya など
30	アラン、ダークレッドメランチ、レッドメランチ、メランチ ^(*)	<i>Shorea albida</i>	マレーシア	Alan, Alan-Batu, Red Selangan など
31	メランチバカウ、ダークレッドメランチ、レッドメランチ、メランチ ^(*)	<i>Shorea rugosa</i>	マレーシア	Meranti Bakau
32	レッドラワン、ラワン ^(*)	<i>Shorea polysperma</i> など (Rubroshorea節)	フィリピン	Red Lauan, Tangleなど
33	ライトレッドメランチ、レッドメランチ、メランチ ^(*) 、ライトレッドセラヤ、レッドセラヤ	<i>Shorea parvifolia</i> など (Rubroshorea節)	インドネシア、マレーシアなど	Right Red Meranti, Red Meranti, Light Red Seraya など
34	ホワイトラワン、バクチカン、ラワン ^(*)	<i>Shorea contorta = Pentacme contorta, Shorea almon Parashorea plicata</i> など	フィリピン	White Lauan, White lauan, Bagtikan, Mayapis など
35	イエローメランチ、メランチ ^(*) 、イエローセラヤ	<i>Shorea fagueteria</i> など (Richetioides節)	インドネシア、マレーシアなど	Yellow Meranti, Meranti Kuning, Yellow Seraya など
36	イエローラワン、ラワン ^(*) 、マンガシノロ	<i>Shorea philippinensis, Shorea polita, Shorea kalunti</i> など	フィリピン	Yellow lauan, Manggasinoro, Malaanonang, Kalunti など
37	ホワイトメランチ、メランチ ^(*) 、メラビ	<i>Shorea bracteolata</i> など (Anthoshorea節)	インドネシア、マレーシアなど	White Meranti, Melapi, Makai など
38	バラウ、ヤカール、バンキライ、セランガンバツ	<i>Shorea glauca, Shorea laevis</i> など (Shorea節)	マレーシア、インドネシアなど	Balau, Yakal, Bangkirai, Selangan Batu, Sal, Yellow Selangan Batu Kumus など
39	レッドバラウ、バラウ、ギホー	<i>Shorea guiso</i> など	マレーシア、インドネシアなど	Red balau, Balau, Selangan Batu Merah, Red Selangan Batu, Guijoなど
40	セプター	<i>Sindora coriacea</i> など	マレーシア、カンボジア、インドネシアなど	Sepetir, Krakas, Sindur など
41	メルパウ	<i>Swintonia floribunda</i> など	マレーシア、カンボジア、ミャンマーなど	Merpauh, Muom, Taung Thayet など
42	チーク	<i>Tectona grandis</i>	インド、インドネシア、ラオスなど	Teak, Sagwan, Tek, May Sak など

43	プナ	<i>Tetramerista glabra</i>	インドネシア、マレーシア	Punah, Punal, Punam など
44	スレン	<i>Toona calantas</i> など	インドネシア、フィリピン、インドなど	Suren, Surian, Calantas, Toonなど

【東南アジア産針葉樹】

	表示する樹種名	学名(命名者名は省略)	産地国	英名、産地国の樹種名など
1	アガチス、カウリ ^(*)	<i>Agathis alba</i> など	ニュージーランド、オーストラリアなど	Kauri, Agathis, Damar, Mengilan など
2	フープパイン、アローカリア ^(*) 、ナンヨウスギ ^(*)	<i>Araucaria cunninghamii</i>	オーストラリア、バブアニューギニアなど	Hoop pine, Araucaria, Colonocal pine など
3	クリンキーパイン、アローカリア ^(*) 、ナンヨウスギ ^(*)	<i>Araucaria hunsteinii</i>	バブアニューギニアなど	Klinki pine, Araucaria, Passu, Pai など
4	カシヤパイン、ベンゲットパイン、カシヤマツ、ベンゲットマツ	<i>Pinus khasya</i>	インドネシア、タイ、フィリピンなど	Khasya pine, Benguet pine, Saleng, Khasiaなど
5	メルクシパイン、メルクシマツ	<i>Pinus merkusii</i>	インドネシア、タイなど	Merkusii pine, Tusan, Tapulau など

【北米産針葉樹】

	表示する樹種名	学名(命名者名は省略)	産地国	英名、産地国の樹種名など
1	パシフィックシルバーファー、ベイモミ	<i>Abies amabilis</i>	カナダ、アメリカ	Pacific silver fir, Western fir
2	バルサムファー、ベイモミ	<i>Abies balsamea</i>	カナダ	Balsam fir, Eastern fir
3	ホワイツファー、ベイモミ	<i>Abies concolor</i>	アメリカ、メキシコ	White fir, Western fir
4	フレイザーファー、ベイモミ	<i>Abies fraseri</i>	カナダ	Fraser fir, Eastern fir, Southern balsam fir
5	グランドファー、ベイモミ	<i>Abies grandis</i>	カナダ、アメリカ	Grand fir, Western fir
6	サブアルペンファー、ベイモミ	<i>Abies lasiocarpa</i>	アメリカ	Subalpine fir, Western fir
7	カリフォルニアレッドファー、ベイモミ	<i>Abies magnifica</i>	アメリカ	California red fir, Western fir
8	ノーブルファー、ベイモミ	<i>Abies procera</i>	アメリカ	Noble fir, Western fir
9	ポートオーフォードシーダー、ピーオーシーダー、ペイヒ	<i>Chamaeyparis lawsoniana</i>	アメリカ	Port-Orford-cedar, Port-Orford white cedar
10	アラスカシーダー、ペイヒバ	<i>Chamaeyparis nootkatensis</i>	カナダ、アメリカ	Alaska-cedar, Yellow cypress
11	エンゲルマンズプルース、ペイトウヒ	<i>Picea engelmannii</i>	カナダ、アメリカ	Engelmann spruce
12	ホワイツプルース、ペイトウヒ	<i>Picea glauca</i>	カナダ、アメリカ	White spruce
13	ブラックプルース、ペイトウヒ	<i>Picea mariana</i>	カナダ、アメリカ	Black spruce
14	レッドプルース、ペイトウヒ	<i>Picea rubens</i>	カナダ、アメリカ	Red spruce
15	シトカスプルース、ペイトウヒ	<i>Picea sitchensis</i>	カナダ、アメリカ	Sitka spruce
16	ロジポールマツ、ロジポールパイン	<i>Pinus contorta</i>	アメリカ、メキシコ	Lodgepole pine
17	エキナータマツ、ショートリーフパイン、サザンパイン	<i>Pinus echinata</i>	アメリカ	Shortleaf pine, Southern pine

18	スラッシュマツ、スラッシュパイン、サザンパイン	<i>Pinus elliotii</i>	アメリカ	Slash pine、Southern pine
19	シュガーパイン	<i>Pinus lambertiana</i>	アメリカ、メキシコ	Sugar pine
20	ダイオウショウ、ロングリーフパイン、サザンパイン	<i>Pinus palustris</i>	アメリカ	Longleaf pine、Southern pine
21	ボンデローサマツ、ボンデローサパイン	<i>Pinus ponderosa</i>	アメリカ、メキシコ	Ponderosa pine
22	ストローブマツ、イースタンホワイトパイン	<i>Pinus strobus</i>	カナダ、アメリカ、メキシコ、グアテマラ	Eastern white pine、Northern white pine など
23	ロブローパイン、サザンパイン	<i>Pinus taeda</i>	アメリカ	Loblolly pine、Southern pine
24	ダグラスファー、ベイマツ	<i>Pseudotsuga menziesii</i>	カナダ、アメリカ	Douglas fir、Oregon-pine、red fir、Douglas spruce など
25	センペルセコイア、レッドウッド	<i>Sequoia sempervirens</i>	アメリカ	Redwood、Coast redwood
26	ウエスタンレッドシーダー、ベイスギ	<i>Thuja plicata</i>	カナダ、アメリカ	Western redcedar、Giant Arborvitae
27	イースタンヘムロック、カナダツガ	<i>Tsuga canadensis</i>	カナダ、アメリカ	Eastern hemlock、Canada hemlock、Hemlock
28	ウエスタンヘムロック、ベイツガ	<i>Tsuga heterophylla</i>	カナダ、アメリカ	Western hemlock、West coast hemlock
29	SPF ^(*) 、エスピーエフ ^(*)	米国の2×4規格材で、Spruce、Pine、Fir (トウヒ類、マツ類、モミ類)の混材	アメリカ	

【北米産広葉樹】

	表示する樹種名	学名(命名者名は省略)	産地国	英名、産地国の樹種名など
1	ブラックメイプル、ハードメイプル、メイプル ^(*)	<i>Acer nigrum</i>	アメリカ	Black maple、Hard maple
2	シュガーメイプル、ハードメイプル、メイプル ^(*) 、サトウカエデ ^(*)	<i>Acer saccharum</i>	カナダ、アメリカ	Sugar maple、Hard maple
3	レッドメイプル、ソフトメイプル、メイプル ^(*)	<i>Acer rubrum</i>	カナダ、アメリカ	Red maple、Soft maple
4	シルバーメイプル、ソフトメイプル、メイプル ^(*)	<i>Acer saccharinum</i>	カナダ、アメリカ	Silver maple、Soft maple
5	レッドオルダー、アメリカハンノキ ^(*)	<i>Alnus rubra</i>	カナダ、アメリカ	Red alder
6	ピッグナッツヒッコリー、ヒッコリー ^(*)	<i>Carya glabra</i>	カナダ、アメリカ、メキシコ	Pignut hickory、True Hickories
7	シェルバークヒッコリー、ヒッコリー ^(*)	<i>Carya laciniosa</i>	カナダ、アメリカ、メキシコ	Shellbark hickory、True Hickories
8	シャグバークヒッコリー、ヒッコリー ^(*)	<i>Carya ovata</i>	カナダ、アメリカ、メキシコ	Shagbark hickory、True Hickories
9	モッカーナッツヒッコリー、ヒッコリー ^(*)	<i>Carya tomentosa</i>	カナダ、アメリカ、メキシコ	Mockernut hickory、True Hickories
10	ウォーターヒッコリーヒッコリー ^(*)	<i>Carya aquatica</i>	アメリカ、メキシコ	Water hickory、Pecan Hickories
11	ビターナッツヒッコリー、ヒッコリー ^(*)	<i>Carya cordiformis</i>	カナダ、アメリカ、メキシコ	Bitternut hickory、Pecan Hickories
12	ピカン、ヒッコリー ^(*)	<i>Carya illinoensis</i>	アメリカ、メキシコ	Pecan、Pecan Hickories
13	ナツメグヒッコリー、ヒッコリー ^(*)	<i>Carya myristiciformis</i>	アメリカ、メキシコ	Nutmeg hickory、Pecan Hickories
14	ホワイトアッシュ、アメリカトネリコ ^(*)	<i>Fraxinus americana</i>	カナダ、アメリカ	White ash
15	オレゴンアッシュ、アメリカトネリコ ^(*)	<i>Fraxinus latifolia</i>	カナダ、アメリカ	Oregon ash
16	ホワイトアッシュ、グリーンアッシュ、アメリカトネリコ ^(*)	<i>Fraxinus pennsylvanica</i>	カナダ、アメリカ	White ash、Green ash
17	ホワイトウォールナット	<i>Juglans cinera</i>	カナダ、アメリカ	White walnut、Butternut

18	ブラックウォールナット	<i>Juglans nigra</i>	カナダ、アメリカ	Black walnut, Eastern black walnut
19	スカーレットオーク、レッドオーク、オーク ^(*)	<i>Quercus coccinea</i>	アメリカ	Scarlet oak, Red oak
20	ピンオーク、レッドオーク、オーク ^(*)	<i>Quercus palustris</i>	アメリカ	Pin oak, Red oak
21	ウィロウオーク、レッドオーク、オーク ^(*)	<i>Quercus phellos</i>	アメリカ	Willow oak, Red oak
22	ノーザンレッドオーク、レッドオーク、オーク ^(*)	<i>Quercus rubra</i>	カナダ、アメリカ	Northern red oak, Red oak
23	シューマードオーク、レッドオーク、オーク ^(*)	<i>Quercus shumardii</i>	アメリカ	Shumard oak, Red oak
24	ブラックオーク、レッドオーク、オーク ^(*)	<i>Quercus velutina</i>	カナダ、アメリカ	Black oak, Red oak
25	ホワイトオーク、オーク ^(*)	<i>Quercus alba</i>	カナダ、アメリカ	White oak
26	スワンプホワイトオーク、ホワイトオーク、オーク ^(*)	<i>Quercus bicolor</i>	カナダ、アメリカ	Swamp white oak, White oak
27	オーバーカップオーク、ホワイトオーク、オーク ^(*)	<i>Quercus lyrata</i>	アメリカ	Overcup oak, White oak
28	バーオーク、ホワイトオーク、オーク ^(*)	<i>Quercus macrocarpa</i>	カナダ、アメリカ	Bur oak, White oak
29	スワンプチェスナッツオーク、ホワイトオーク、オーク ^(*)	<i>Quercus michauxii</i>	アメリカ	Swamp chestnut oak, White oak, Basket oak
30	チェスナッツオーク、ホワイトオーク、オーク ^(*)	<i>Quercus prinus</i>	カナダ、アメリカ	Chestnut oak, White oak, Rock oak
31	ポストオーク、ホワイトオーク、オーク ^(*)	<i>Quercus stellata</i>	アメリカ	Post oak, White oak

【ロシア・欧州産針葉樹】

	表示する樹種名	学名(命名者名は省略)	産地国	英名、産地国の樹種名など
1	トドマツ、北洋トドマツ ^(*)	<i>Abies sachalinensis</i>	ロシアなど	樹種は日本産のトドマツと同じ
2	グイマツ、北洋カラマツ ^(*) 、ダフリアカラマツ ^(*) 、ダフリカカラマツ ^(*) 、シベリアカラマツ ^(*)	<i>Larix gmelini, Larix dahurica</i>	ロシア、中国など	
3	ドイツトウヒ、オウシュウトウヒ、ホワイトトウヒ ^(*)	<i>Picea abies</i>	フィンランド、スウェーデンなど	European spruce, Whitewood
4	エゾマツ、北洋エゾマツ ^(*)	<i>Picea jezoensis</i>	ロシアなど	エーリンスカヤ、樹種は日本産のクロエゾマツと同じ
5	ヨーロッパアカマツ、オウシュウアカマツ、レッドウッド ^(*)	<i>Pinus sylvestris</i>	ロシア、中国など	Scots pine, Scotch pine, Redwood

【その他の外国産材】

	表示する樹種名	学名(命名者名は省略)	産地国	英名、産地国の樹種名など
1	ベニヒ	<i>Chamaecyparis formosensis</i>	中国(台湾)など	
2	タイワンヒノキ、タイヒ ^(*)	<i>Chamaecyparis taiwanensis</i>	中国(台湾)など	
3	カメレレ、ユーカリ ^(*)	<i>Eucalyptus deglupta</i>	バブアニューギニアなど	Kamerere, Kamarere など
4	ブルーガム、ユーカリ ^(*)	<i>Eucalyptus globulus</i>	オーストラリア、タスマニアなど	Blue gum, Tasmanian blue gum など
5	ローズガム、ユーカリ ^(*)	<i>Eucalyptus grandis</i>	オーストラリアなど	Rose gum, Flooded gum など

6	ジャラ、ユーカリ ^(*)	<i>Eucalyptus marginata</i>	オーストラリア西部など	Jarrah など
7	マウンテンアッシュ、ユーカリ ^(*)	<i>Eucalyptus regnans</i>	オーストラリア、タスマニアなど	Mountain ash など
8	イチョウ	<i>Ginkgo biloba</i>	中国など	
9	キリ	<i>Paulownia tomentosa</i>	中国など	樹種は日本産に同じ
10	チョウセンゴヨウ、ベニマツ ^(*)	<i>Pinus koraiensis</i>	中国、韓国など	
11	ラジアータマツ、ラジアータパイン、チリマツ ^(*)	<i>Pinus radiata</i>	ニュージーランド、チリなど	Radiata pine
12	モンゴリナラ	<i>Quercus mongolica</i>	中国、ロシアなど	

附：入会案内

入会のご案内

木材表示推進協議会

Forest-products Identification Promotion Conference (FIPC)



「日本は、木の文化の国」ということすら忘れられてきました。
一般の人の木に関する知識は低下する一方です。

木のことを知ってもらい、木を話題に知ってもらい、
木をどんどん使ってもらうことが木の復権のために必要です。

木っていいですね、安らぎますね、だから環境にやさしいのです。

樹種名、原産地、加工種など
を分かりやすく表示し、木を知ってもらおうというのがこの協議会の目的です。

グリーン購入法に適合した合法性が証明された木材・木製品
の表示もできます。

木材表示推進協議会

協議会の概要

1. 協議会の目的

この協議会の目的は、木材製品に樹種、原産地、加工種等を利用者に分かりやすく表示し、情報公開を推進することです。また、グリーン購入法に適合した合法木材であることも表示できます。

2. 協議会の会員

上記目的に賛同する者は誰でも会員になれます。同種の事業を行っている団体も会員になれます。入会に際し、資格審査があります。

3. 協議会の業務

- (1) ロゴマーク、表示の様式・項目等の制定及び指導
- (2) 会員登録資格の審査・登録、登録台帳の管理・公開
- (3) HP の開設・管理、情報公開
- (4) 需要者、消費者等への広報活動、調査・苦情処理活動等

4. 表示対象木材製品

- (1) 丸太 (2) 製材 (3) 集成材 (4) その他

5. 表示項目

(1) ロゴマーク (2) 樹種名 (3) 原産地 (4) 加工種 (5) 会員番号 (6) 合法性証明 (7) 木材表示推進協議会名 (8) ホームページのアドレス

6. 会費等

- (1) 入会金：1口 2万円, 事業者 1口以上, 団体会員 5口以上
- (2) 年会費：事業者 1.2万円, 団体会員 6万円
- (3) 分担金：ロゴマーク使用 500m³ までは 100円/m³、501~2000m³ までは 50円/m³
2000m³ 以上は 25円/m³、上限 25万円

表示例

事例1 事業者用（合法木材の場合）



（合法木材にはこのように  がついています。

事例2 団体用（合法木材の場合）



入会申込みのご案内

入会ご希望の方は、「木材表示推進協議会・登録申込書」に必要事項をご記入のうえ事務局まで F A X（03 - 3580 - 3226）又は E-mail（info@zenmoku.jp）で申込み下さい。申込み頂いた方には、折り返し「入会申請書」及び関連資料をお送りします。

直接お申し込みご希望の方は、当協議会 H P www.zenmoku.jp/fipc から申し込み用紙をダウンロードしてもお使い下さい。詳しいことを知りたい方も、登録申込書に資料請求と書いて送って下さい。

ここでいう事業者とは、製材業・集成材製造業等の木材加工業者、木材市場業・木材卸仲買業・木材貿易業者等の木材流通業者及びこれらが組織する事業協同組合、協業組合、建築関連団体、その他の団体をいいます。

ここでいう団体会員とは、既に県産材認証事業等同種事業を実施している団体をいい、協議会の団体会員になることによってその構成員は全員無審査で当協議会の会員と見なします。

賛助会員の募集

この事業に賛同し、木材表示の推進活動を支援して頂ける方、賛助会員になって応援して下さい。賛助会費は、10万円/年です。

お問い合わせ先

（社）全国木材組合連合会 内

木材表示推進協議会 角谷、細貝、 Tel 03-3580-3215 Fax 03-3580-3226

E-mail : info@zenmoku.jp

No _____

木材表示推進協議会 登録申込書

平成 年 月 日

FAX 03-3580-3226

木材表示推進協議会

事務局 御中

しんせいしゃ
申請者

だいひょうしゃしめい
代表者氏名 _____

しょざいち
所在地 〒 _____

Tel _____ Fax _____

E-mail _____

上記（住所、Fax、E-mail）に入会申請書用紙を送ってください。
（いずれかに○をしてください。）

木材表示推進協議会 事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F 全木連内

Tel 03-3580-3215 Fax 03-3580-3226

URL <http://www.zenmoku.jp/fipc>